

「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり」(観光庁)

那須及び周辺地域エリアの高付加価値なインバウンド観光地づくり事業における 「対象エリア内の既存交通事業計画等の内容検証・二次交通の調査及び交通環境改善 計画策定事業」 業務委託仕様書

1. 事業名

那須及び周辺地域エリアの高付加価値なインバウンド観光地づくり事業における
「対象エリア*内の既存交通事業計画等の内容検証・二次交通の調査及び交通環境
改善計画策定事業」

※ 対象エリアとは、観光庁「[地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり事業](#)」
の「那須及び周辺地域エリア」における、「栃木県 那須郡 那須町・同県 那須塩原市・
同県 大田原市」を指す

【事業および業務の委託者】

那須及び周辺地域 高付加価値なインバウンド観光地づくり推進協議会
(事務局：一般社団法人 那須町観光協会)

2. 履行期間

契約締結の日から 2026 年 1 月 30 日(金)まで

3. 事業の目的

- ・観光庁では、今後のインバウンドの本格的な回復を見据え、訪日観光における消費単価が高い傾向にある高付加価値旅行者の地方への誘客を促進することとしている。このような背景のもと、観光庁において、「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくりに向けたアクションプラン」を策定(2022 年 5 月)、同アクションプランに基づき、高付加価値旅行者の誘客に向けて集中的な支援を行うモデル観光地として、「那須及び周辺地域」を含め 11 地域が選定された(2023 年 3 月)。2024 年 9 月には、新たに 3 地域が選定され、全 14 地域となっている。

【観光庁ホームページ 訪日旅行での高付加価値旅行者の誘致促進】

https://www.mlit.go.jp/kankocho/seisaku_seido/kihonkeikaku/inbound_kaifuku/kofukakachi.html

- ・本事業は受託者が、業務委託仕様書・別紙 1^{※1}～別紙 2^{※2}の内容・高付加価値なインバウンド観光地づくり事業等を踏まえ、推進協議会(特にアシ部会^{※3})・那須町観光協会と適切なコミュニケーションをはかりながら、対象エリア内の既存交通事業計画等の内容を整理・検証し、那須及び周辺地域エリアが、アシ事業として高付加価値インバウンド誘客増加に対し、取組むべき事項を明確にする(事業ロードマップをブラッシュアップ)こと、および、交通事業者へのアンケート等の調査を実施し、高付加価値インバウンド誘客増加を見据えた「交通環境改善計画」を策定することを目的とする。

※1 別紙 1(マスタープラン 2024 概要版)

※2 別紙 2(アシ事業の整理とエリアの課題認識)

※3 別紙 3(事業実施体制)

4. 事業の方針

(1) 既存交通事業計画等の内容検証

- ・那須及び周辺地域エリアの、高付加価値インバウンド観光地づくり事業におけるアシ事業として、対象エリア内行政等の既存の交通事業計画等の内容を検証、整理する。
- ・推進協議会・那須町観光協会との適切なコミュニケーションを通じ、地域側の意向を把握、併せて受託事業者のノウハウ等を有効活用し、高付加価値なインバウンド誘客に向けて、那須及び周辺地域エリアが「アシ事業」で取組むべき事項を明確にする(事業ロードマップのブラッシュアップ)。

(2) 二次交通の調査及び交通環境改善計画策定

- ・対象エリア内(必要に応じてエリア外も含む)の交通事業者へのアンケート、自治体等からの各種公表データ等を踏まえ、那須及び周辺地域エリアの現状及び課題を抽出する。
- ・2024 年度事業における FAM ツアー・モニターツアーのフィードバックおよび検証結果、成果指標等策定のための調査事業結果、2025 年度事業における対象エリア内行政等の交通事業計画の整理・検証等を踏まえ、高付加価値インバウンド誘客増加を見据えた「交通環境改善計画」を策定する。
- ・なお、「FAM ツアー・モニターツアーのフィードバックおよび検証結果」・「成果指標等策定のための調査事業結果」・「対象エリア内行政等の交通事業計画の整理・検証」は、受託事業者のみに開示する。

5. 事業内容

(1) 既存交通事業計画等の内容検証

ア. 対象エリアに既存交通事業計画等の把握

各対象の行政等のホームページや直接ヒアリング等をおこない、既に策定・実施している(今後の予定や実施済みも含む)事業計画を抽出する。

イ. 既存交通計画の内容検証・整理・取組むべき事項の明確化

- ・抽出された各事業計画の内容を検証・整理し、観光庁「[地方における高付加価値なインバウンド観光地作り事業](#)」と、那須及び周辺地域エリアの事業ロードマップ(別紙1のP8)を踏まえ、当エリアが取組むべき事項を明確にする(事業ロードマップのブラッシュアップ)。
- ・受託事業者には必要に応じて、2024年度の調査事業結果、FAM ツアー・モニターツアーのフィードバック及びフィードバック検証結果を開示する。

ウ. 適切なコミュニケーションとスケジュールの管理

(ア) 適切なコミュニケーション

適宜開催されるアシ部会※に参加し、推進協議会・那須町観光協会と事業の進捗共有を行うとともに、必要に応じて行政関係者等との打合せを行う。

※ 別紙3(事業実施体制)

(イ) スケジュール管理

目標達成までのスケジュールを明確したうえで、進捗管理を行う。

(2) 二次交通の調査及び交通環境改善計画策定

ア. 交通事業者へのアンケート

(ア) 対象事業者の抽出

対象エリア内、必要に応じて対象エリア外も含めアンケートを実施する対象事業者を抽出する。

(イ) アンケート内容の作成

高付加価値なインバウンド誘客増加を見据えた、体制整備としての「交通環境改善計画」策定につながる、課題や現状分析ができるアンケート内容とする。

(ウ) アンケートの実施・回収

- ・推進協議会、那須町観光協会と連携し、アンケートを実施する。
- ・アンケートは原則 WEB アンケートとするが、対象事業者の状況によっては柔軟に対応する。
- ・アンケートの回収は、原則対象事業者すべてから行う(難しい場合は、推進協議会・那須町観光協会と相談する)。

(E) アンケート結果検証

アンケート結果を取り纏め、結果検証を行ったうえで「アンケート結果検証報告書(体裁等は自由)」を作成する。

イ. 「交通環境改善計画」の策定

(7) 策定準備

- ・アンケート結果検証に加え、「FAM ツアー・モニターツアーのフィードバックおよび検証結果・成果指標等策定のための調査事業結果」(受託者のみに開示)・「対象エリア内行政等の交通事業計画の整理・検証(前項)」等を踏まえ、「交通環境改善計画」の方向性を明確にする。
- ・推進協議会、那須町観光協会、必要に応じて交通事業者等との打合せを通じ、地域側の意向を確認する。

(I) 策定

高付加価値なインバウンド誘客および消費額の増加、満足度向上、周遊促進等の観点から計画を策定する。

ウ. 適切なコミュニケーションとスケジュールの管理

(7) 適切なコミュニケーション

適宜開催されるアシ部会※に参加し、推進協議会・那須町観光協会と事業の進捗共有を行うとともに、必要に応じて行政関係者等との打合せを行う。

※ 別紙 3(事業実施体制)

(I) スケジュール管理

目標達成までのスケジュールを明確したうえで、進捗管理を行う。

(3) 事業報告書の作成

ア. 事業報告書

当該事業終了後すみやかに、以下の内容を記載した事業報告書を作成する。

No.	記載内容詳細
1	事業概念図(事業の全体像が1枚で説明されたもの)
2	事業実施結果の概要
3	事業実施内容の詳細
4	解決すべき課題とその状況、対応策
5	経費内訳※
6	総括
7	別添ファイル等

※ 対象経費確認等のための「2025 年度版 事業の手引き」は受託事業者のみに開示する

イ. 留意点

- ・推進協議会および那須町観光協会と十分にコミュニケーションをはかりながら、事業報告書を作成すること。
- ・事業実施状況、経緯、結果、課題等を分かり易く編集すること。

6. 成果物の内容

本事業の成果物として、以下の納品物を提出する。

- ・既存交通計画等の検証結果報告書※
- ・交通事業者向けアンケートフォーマット※
- ・アンケート結果全量※
- ・アンケート結果検証報告書※
- ・交通環境改善計画書※
- ・事業報告書※

※ 上記はすべて電子データの提出のため書面や冊子は不要、またファイルの種類やフォーマットは問わない

- ・委託業務に係る経費証憑書類及び関係証拠書類

7. 業務の再委託について

(1) 一括再委託の禁止等について

本委託業務の全部の履行を一括で第三者に委任し、又は請負わせることはできない。また、本委託業務の主たる部分※について、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることはできない。

※ 本委託業務の主たる部分とは、契約金額の50%を超える業務、企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務とする

(2) 再委託の相手方の制限について

暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

(3) 再委託の承認について

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面により一般社団法人 那須町観光協会の承認を得なければならない。ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りでない。

- ・資料、データの収集及び整理
- ・原稿、データの入力及び集計

8. 上限予算額

5,400,000 円(消費税及び地方消費税を含む)

9. 作成物に関する権利の帰属

業務を遂行する上において、著作権の取扱いに十分注意すること。

- (1) 本業務の履行に伴い発生する成果物に対する著作権(著作権法(昭和 45 年 法律第 48 号)第 27 条及び第 28 条の権利を含む。)は、全て推進協議会に帰属する。
- (2) 本件委託により得られる著作物の著作者人格権について、受託者は将来にわたり行使しないこと。また、受託者は本作品の制作に関与した者について著作権を主張せず、著作者人格権についても行使させないことを約するものとする。
- (3) 本件に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合には、使用の際、あらかじめ推進協議会及び那須町観光協会に通知するとともに、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任は、全て受託者が負うこと。
- (4) 上記(1)、(2)、(3)の規定は、第三者に再委託した場合においても適用する。受託者は、第三者との間で必要な調整を行い、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任を負うこと。
- (5) その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定する。

10. その他

- (1) 受託者は、業務上知り得た個人情報等を他人に漏らしてはならない。業務終了後においても同様とする。
- (2) 本業務により得られた成果物、資料、情報等は委託者の許可なく、他に公表、貸与、使用、複写、漏洩してはならない。
- (3) 業務完了後に、受託者に責に帰すべき理由による成果物の不良箇所があった場合には、受託者は速やかに訂正、補正等を行うこととし、これに要する費用は受託者の負担とする。
- (4) 本仕様書記載の委託業務の内容については、実施段階において、予算や諸事情等により変更することがある。
- (5) 業務の実施にあたり、疑義が生じた場合は、那須及び周辺地域 高付加価値なインバウンド観光地づくり推進協議会(事務局：一般社団法人 那須町観光協会)と受託者が協議して解決するものとし、必要な事項は別に定める。
- (6) 事業の実施にあたっては、関係法令を遵守し、適正に履行すること。

(7) 本事業は、観光庁「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり」に基づく事業であるため、内容等を事前に確認し、それに沿って提案・実施すること。
(https://www.mlit.go.jp/kankocho/seisaku_seido/kihonkeikaku/inbound_kaufuku/kofukakachi.html)

〒325-0301 栃木県那須郡那須町湯本 182
一般社団法人 那須町観光協会
担 当 : 久保田
電 話 : 0287-76-2619
メー ル : info@nasukogen.org